

5松子第1308号
令和5年9月8日

佐世保市内 保険医療機関 各位
保険薬局

松浦市長 友 田 吉 泰
(公印省略)

松浦市子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度にかかる現物給付
方式の対象範囲の拡大(小・中学生及びひとり親家庭等)について(照会)

…時平ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の子ども医療費等助成制度につきまして、ご理解とご協力を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、松浦市において、令和5年10月受診分から、小・中学生及びひとり
親家庭等医療費助成制度にかかる現物給付方式の導入を進めています。今後、
対象地域を隣接自治体にも拡大していくために、意向確認調査を実施し、ご協
力いただける医療機関等を増やしていきたいと考えております。

つきましては、貴医療機関(貴薬局)のご意向を確認したくご連絡いたしま
した。

お手数をおかけしますが、別紙にご回答のうえ、10月27日(金曜日)ま
でにご返送願います。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡くださいますようお願いいたし
ます。

1 スケジュール

令和5年8月頃 … 佐世保市内の医療機関等への意向調査

令和5年12月～令和6年1月頃 … 市民向けの周知

※松浦市民への周知のため、意向調査でご了承いただいた医療機関等を
一覧表にまとめ、ホームページ等に掲載(一覧表は随時更新)

令和6年4月診療から … 佐世保市内での小・中学生及びひとり親家庭
医療費助成現物給付化開始

【問合せ先】

松浦市子育て・こども課 平田
〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免 365

TEL: 0956-72-1111 (内線 146)

FAX: 0956-72-5241

2 実施時期

令和6年4月1日診療から

3 変更内容（佐世保市の実施内容と同じです。）

令和6年4月1日診療から、佐世保市内での現物給付での支給対象を小・中学生、ひとり親家庭等へ拡充して助成します。

	子ども医療 (乳幼児)	子ども医療 (小・中学生)	ひとり親家庭等医療
対象	松浦市に住民登録があり、健康保険に加入している未就学児	松浦市に住民登録があり、健康保険に加入している中学生までの児童	18歳未満又は高等学校在学中の20歳未満の子を養育する者とその子
受給者数 (令和5年4月1日時点)	788人	1,491人	436人
所得制限	なし	なし	児童扶養手当の所得制限に準じる
診療区分	入院・通院（外来）・調剤	乳幼児と同じ	乳幼児と同じ
助成内容	1か月ごと病院ごとに、入院・通院とも、1日800円、2日以上1,600円の自己負担を超える分を助成。院外処方の調剤薬局分は無料。	乳幼児と同じ	乳幼児と同じ
支給方法	現物給付 ※県外受診分は償還払い（対応している医療機関等では現物給付可能）	償還払いから <u>現物給付に変更</u> ※対応している医療機関等以外での受診分は償還払い	償還払いから <u>現物給付に変更</u> ※対応している医療機関等以外での受診分は償還払い
公費負担者番号	80420086	80420086	81420085

●松浦市子育て・こども課あて ファックス番号:0956-72-1115

●松浦市ホームページ(<https://www.city-matsuura.jp/cgi-bin/inquiry.php/40>)

からも回答可能です(右 QR コードまたは「ホーム>くらし・手続きサイト>

目的から探す>子育て>医療費助成」から回答ページに移動できます)

(アカウント ID tyousa パスワード matsu42208)



松浦市現物給付調査票

下記の項目について、ご回答をお願いいたします。

1. 貴院、貴所、貴薬局について

種別	☐ 医科 ☐ 歯科 ☐ 調剤薬局
医療機関カナ名	
医療機関名	
住所	〒
電話番号	
ファックス番号	
ご担当者様氏名	

2. 小中学生およびひとり親家庭等に対する現物給付について

(いずれかの項目を選択してください。)

☐ 協力可能(令和6年4月1日診療分から)

☐ 協力可能(実施時期: 年 月 日以降)

☐ 現段階では協力不可

※ご協力いただける医療機関等につきましては、市民への周知のため
ホームページ等に一覧表を掲載いたしますので、ご了承ください。

3. その他、ご意見やご要望がありましたらご記入ください

--

松浦市子ども医療費・ひとり親家庭等 医療費助成制度にかかる現物給付方式 の取り扱いについて

(松浦市内の医療機関等において
令和5年10月1日診療から実施。
今後、対象地域を拡大する予定)

〒859-4598
松浦市志佐町里免 365 番地
松浦市役所 子育て・こども課
電話 0956-72-1111(内線146)
FAX 0956-72-5241
Mail kodomo@city.matsuura.lg.jp

令和5年8月

1. 実施時期

令和 5 年 10 月 1 日診療から(松浦市内から開始し、順次、近隣地域への拡大を進める。)

2 現物給付方式を拡大する範囲

子ども医療費の区分のうち、**小・中学生**(高校生世代は償還払い)
ひとり親家庭等(親および子)

3.子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度の内容

(1)現物給付の支給対象者および助成内容

区分	支給対象者	助成内容	助成方法
乳幼児	小学校就学前の者	保険医療機関ごとに 1 日上限 800 円、月上限 1,600 円を差し引いた額を助成	現物給付 (県内一律)
小・中学生	小・中学校就学中の者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)
高校生 世代	16 歳になる年度の 4 月 1 日 から 18 歳になる年度の 3 月 31 日までの間にある者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い
ひとり親 家庭等	① 20 歳未満の子を現に監 護する母子家庭の母およ び父子家庭の父	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)
	② 母子家庭の子、父子家庭 の子および父母のいない 子で、小学校就学児から 18 歳未満(高校在学中は 20 歳未満)の者	上記『乳幼児』と同じ	償還払い→ 現物給付 (市内の医療機関等)

(2)子ども医療・ひとり親医療一部負担金の徴収

保険医療機関等では、上記(1)助成内容により一部負担金を徴収し、保険診療の一部負担金額と子ども医療・ひとり親医療一部負担金の差額を、保険医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

なお、同一月に再診があった場合は、月上限 1,600 円に達するまで徴収してください。

(3) 現物給付の条件 ※佐世保市の実施内容と同じです

対象となる保険医療機関等の窓口で、受給者証と被保険者証を提示した場合

【注意】乳幼児とは対象となる保険医療機関等の範囲が異なります。

・乳幼児…県内保険医療機関等はすべて対象

・小中学生、ひとり親家庭等…県内保険医療機関等のうちご協力いただける医療機関等のみ

※令和5年10月1日診療からの開始は、松浦市内の医療機関等および佐賀県の一部の医療機関。佐世保市では令和6年4月診療からの実施を予定しています。(今回の調査結果の取りまとめ状況などにより、時期が変動する場合があります。)

(4) 現物給付とならない場合

次の場合は、償還払い方式による助成となります。

・治療用補装具を製作した場合や治療のための柔整、はり、灸、あんま、マッサージ受診分

・対象となる保険医療機関等に受給者証を提示しなかった場合

・対象外の保険医療機関等で受診した場合

(5) そのほか例外となる取り扱い

・健康保険適用外の診療費や高額療養費および付加給付で支給される額

・交通事故等第三者行為による診療

・学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合¹※

・他の公費負担制度によって全額助成(一部負担金なし)される場合

(6) 他の公費制度との優先関係

子ども医療費・ひとり親医療費助成制度のほかに厚生労働省が定めた公費負担制度が適用される場合は、他の公費負担制度が優先的に適用されます(他法優先の原則)。

ただし、他の公費負担制度を適用してもなお、自己負担金が発生する場合は、当該自己負担金について、子ども医療費・ひとり親医療費の助成対象となります。

(7) 受給者証の有効期間について

有効期間満了前に、途中で資格が喪失となる場合があります。

¹ 診療の際に、保護者や施設職員等から学校等管理下での負傷または疾病であるとの申し出があった場合は、保険診療の一部負担金3割(就学前児童は2割)相当額を請求してください。後日、保護者に対し給付金として医療費の自己負担+上乗せ分が支給されます。

【資格喪失の主な理由】

- ・松浦市外へ転出
- ・生活保護など他の制度受給開始
- ・資格要件に該当しなくなった など

(8)公費負担者番号 … レセプトに入力必須の番号

乳幼児および小中学生の公費負担者番号は同じです。

支給対象者で法別番号 80(子ども)、81(ひとり親)を重複して取得している者はいませんが、子ども医療からひとり親家庭等医療へ、月途中で資格が変更となる場合があります。

支給対象者	法別番号		都道府県番号		実施機関番号			C/D
乳幼児	8	0	4	2	0	0	8	6
小・中学生	8	0	4	2	0	0	8	6
ひとり親家庭等	8	1	4	2	0	0	8	5

【参考】

○佐世保市内の医療機関等の利用状況(過去 5 年間の実績から抽出)

医科 … 116 施設、 歯科 … 41 施設、 調剤薬局 … 80 施設

○対象地域拡大に向けたスケジュール

1. 令和 5 年 8 月頃

佐世保市内の医療機関等(医科、歯科、調剤薬局)への意向確認調査

2. 令和 5 年 9～11 月頃

調査結果の取りまとめ

3. 令和 5 年 11～12 月頃

協定の締結 一般社団法人 佐世保市医師会

一般社団法人 佐世保市歯科医師会

一般社団法人 佐世保市薬剤師会

※会員以外の医療機関等の場合は個別に協定を締結します。

4. 令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月頃

松浦市民向けの対象地域が拡大することの周知

5. 令和 6 年 4 月 1 日診療～

対象地域拡大(佐世保市での現物給付方式利用開始)